※ 源泉徴収票の作成を税理士などに委託されている場合は、同封の書類を委託先にお渡しください。

保存版

令和9年度の住民税を決定するために必要な手続きです

給与支払報告書の提出期限は2月1日(月)です

いつも給与支払報告書をご提出いただきありがとうございます。

以下の両方に該当する事業者の方は、
つくば市に給与支払報告書を提出する義務があります。

- ☐ **今年(令和8年)中に給与を支払った**従業員がいる(**代表者や退職者を含む**)
- ☐ 令和9年1月1日(または退職時)の**住民登録がつくば市にある**従業員がいる

今回も期限内に(2月1日まで)ご提出いただきますようお願いいたします。

給与支払報告書は、総括表と個人別明細書の2つで1セットです

- ☐ 総括表：今回同封しています
- ☐ 個人別明細書：本人に交付する源泉徴収票と同様の書類です
 配布場所などは別紙をご覧ください



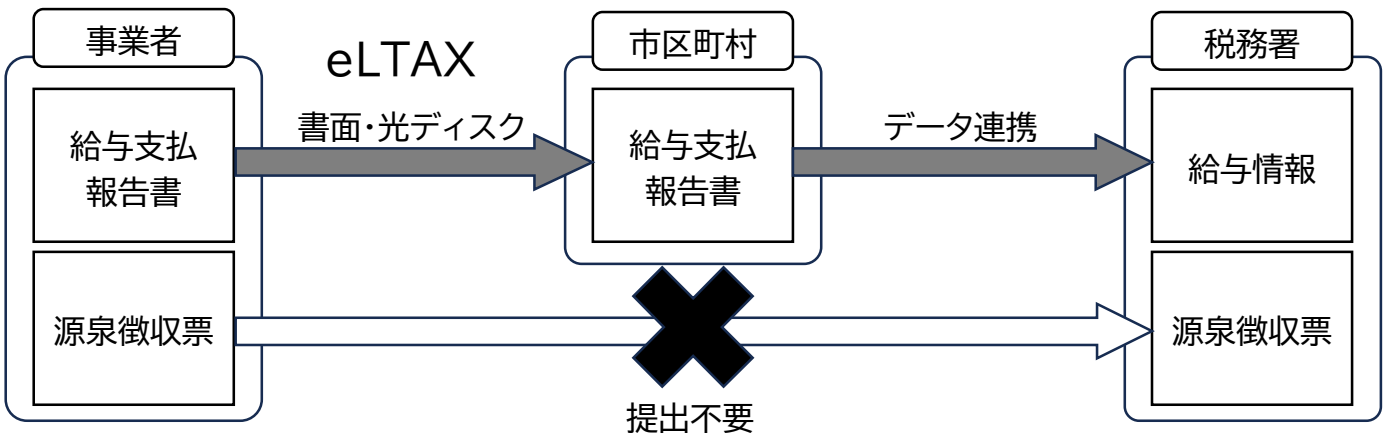
給与支払報告書を市区町村へ提出した場合、

源泉徴収票の税務署への提出は不要になります

◆ 令和9年1月1日以後に税務署へ提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票は、給与支払報告書の**提出範囲が同じ**になります。

◆ また、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされることになります。(源泉徴収票のみなし提出の特例)

➡ つまり、給与支払報告書を市区町村へ提出すれば、
源泉徴収表を直接税務署に提出する**必要がなくなります**。



裏面

給与支払報告書提出の3ステップ

前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票が30枚以上の場合、
電子データによる提出が必須です。

1 1月上旬まで

個人別明細書を作成する（源泉徴収票と同様の書類を作成する）

- □ 従業員の住所・氏名・フリガナ・生年月日・個人番号（マイナンバー）等の本人特定のための事項を漏れなく記入する
- □ 必要に応じて、普通徴収切替理由の符号、前職分の給与・控除額等を摘要欄へ記入する

☑ ここでチェック！

- □ 令和9年度（左上の数字が⑨）の様式を使っていますか？
- □ 数字やサインが枠からはみ出していませんか？
 ⚠機械で読み取るため、枠に収まっていないと**誤読**してしまいます。

2 1月中旬まで

総括表を作成する（同封の書類を作成する）

- □ 従業員の個人別明細書を市町村別に分ける
- □ 住所がつくば市の分を、特別徴収・普通徴収に分ける
- □ 普通徴収とする者がいる場合、普通徴収切替理由書を作成する

☑ ここでチェック！

- □ 法人番号は記載しましたか？
 ※個人事業主の場合は、マイナンバーを記載し、
 本人確認書類と番号確認書類の写しの添付が必要です。
- □ 連絡者の氏名、電話番号は記載しましたか？
- □ 報告人員の合計は、個人別明細書の枚数と一致していますか？
- □ 普通徴収とする者がいる場合
 作成した普通徴収切替理由書の各符号の内訳や人数は、
 個人別明細書の摘要欄に記入した符号や人数と一致していますか？

3 2/1(月) 必着

つくば市に提出する（郵送または窓口持参）

3点セット（全員特別徴収の場合は2点）で提出する

- □ 総括表（別様式使用の場合でも、今回同封した総括表は必ず添付してください）
- □ 個人別明細書
- □ 普通徴収切替理由書（普通徴収とする者がいる場合のみ）

期限後の提出や、内容に不備があった場合

従業員の方が課税証明書等の各種証明書の取得ができなかったり、児童福祉や社会福祉などの行政サービスを受けられないなどの不利益を被ります。
期限内に正確な書類の提出をお願いいたします。

【問合せ・提出先】
〒305－8555
茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1　つくば市役所　財務部市民税課　特別徴収係
電話029-883-1111（代表）

※ 源泉徴収や年末調整については、管轄の税務署にお問い合わせください。

給与支払報告書個人別明細書の配布場所

令和8年分以降の手書き作成用の複写式源泉徴収票について、税務署での配布が廃止されることになりました。そこで、つくば市では、各窓口センター及び本庁2階市民税課にて、複写式源泉徴収票を配布することにしました。
詳しくは、市ホームページをご確認ください。

配布場所

- 本庁2階　市民税課
- 筑波窓口センター
- 大穂窓口センター
- 豊里窓口センター
- 桜窓口センター
- 谷田部窓口センター
- 茎崎窓口センター
- つくば駅前市民窓口センター

注意

- 様式は市ホームページからダウンロードできます。給与支払報告書と受給者用の源泉徴収票をあわせて作成できるPDFもございますので、ぜひご利用ください。
- 配布部数には限りがございます。必要最少部数をお持ちください。
 また、在庫切れの際はご容赦ください。
- つくば市では、eLTAXの利用を推奨しています。

市ホームページ
令和9年度（令和8年分）給与支払報告書等の配布について

給与支払報告書の提出はeLTAXがおすすめです！

eLTAXでできること

✓ 給与支払報告書を送信したら、提出先が自動的に振り分け！
✓ 地方税の電子納付（共通納税）が利用可能！ダイレクト納付なら手数料無料！
✓ 入力漏れや計算誤りを防ぐチェック機能も搭載！

詳細は、以下の二次元コードから、eLTAX地方税ポータルシステムのホームページをチェック！

eLTAX　地方税ポータルシステム

令和8年分から変更です

eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務となる場合

◆ 前々年に税務署へ提出すべきであった源泉徴収票の枚数が**30枚以上**であったとき
（令和9年1月1日以後の提出について）
◆ 前々年に税務署へ提出すべきであった源泉徴収票の枚数が**100枚以上**であったとき
（令和8年12月31日までの提出について）

基礎控除等が改正になっています

税制・様式の改正により、**昨年から報告書の誤りが増えています。**

よくある誤り

- ◆ 所得税の給与所得控除を55万円で計算している
- ◆ 所得税の基礎控除を48万円で計算している
- ◆ 特定扶養親族を特定親族特別控除の控除額に算入している
- ◆ 特定親族特別控除の欄がない旧様式を使用して、記載欄がずれている

令和8年分の所得税の基礎控除等やその他の改正点などは、国税庁のホームページをご確認ください。また、年末調整のしかたなど国税に関する一般的な相談については、**国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）**をご利用ください。

国税庁ホームページ

令和8年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等について

年末調整がよくわかるページ（令和8年分）

特別徴収義務者の方へのお願い

従業員の給与から住民税を天引きしている事業者の方へ

◆ **令和9年1月～5月**に**退職**する従業員がいる場合

令和8年度の未徴収税額は退職時の給与から一括徴収してください
（死亡により退職した従業員を除く）

◆ **令和9年6月末まで**に**出国**する従業員がいる場合

令和8年度の未徴収税額は退職時の給与から一括徴収してください

令和9年1月1日以降に出国する場合、令和9年度の納税義務が発生し、**ご本人の手続き（納税管理人申告など）が必要**になります。
早急に市役所で手続きをするようお伝えください。

【問合せ先】
つくば市役所　市民税課　特別徴収係　電話029-883-1111（代表）　平日8:45から16:30
※　お問合せの際は、総括表記載の指定番号をお伝えください。